10 ノボ・インダストリー㈱による天野製薬㈱に対する勧告審決取消請求事件(補)

昭和四五年(行ケ)第一六号審決取消請求事件

昭和四六年五月一九日判決言渡
昭和四六年五月一九日判決原本交付
裁判所書記官　岡　徳二

判　決

デンマーク王国コペンハーゲン市フクレバッケバイ一一五
原　告　ノボ・インダストリー株式会社
右代表者　ケー・ハラス・メエラー
右訴訟代理人弁護士　福田彊　土谷伸一郎　鈴木正貢　森尻光昭　畑口紘

右訴訟復代理人弁護士　中川康正

東京都千代田区霞が関二丁目二ノ一
被　告　公正取引委員会
右代表者委員長　谷村裕

右指定代理人検事兼総理府事務官　富田孝三

同指定代理人総理府事務官　利部脩二

同　高瀬恒一

同　菊地元一

主文

本件訴えを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実

原告は、「被告が昭和四五年一月一二日天野製薬株式会社に対し、私的独占禁止法第四八条第三項の規定によりなした審決はこれを取消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決を求め、次のとおり述べた。

一、原告は肩書地に本店をおき薬品等の製造、販売を業とする株式会社で昭和四一年六月訴外天野製薬株式会社（以下「天野製薬」または、「天野」ともいう。）と原告製造にかかる「アルカラーゼ」とよばれるアルカリ性バクテリア蛋白分解酵素の継続的販売に関する契約を締結した。

二、被告は昭和四四年一二月一六日天野製薬に対し私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和三二年法律第五四号、本件においては「私的独占禁止法」または「独禁法」と略称する。）第四八条第一項にもとづき勧告を行ったうえ、これに対し右の者より同勧告を応諾する旨の文書が提出されたとして昭和四五年一月一二日私的独占禁止法第四八条第三項の規定により審判手続を経ないで左記主文の審決を行った。（昭和四四年（勧）第二二号）

記

一、天野製薬は昭和四一年六ノボ・インダストリー株式会社との間に締結した国際的契約のうち、第三条第四条および第一〇条後段に定める契約終了後の競争品の製造、販売および取扱の禁止に関する事項を削除しなければならない。

二、天野製薬は、前項にもとづいてとった措置について、公正取引委員会に対し、速やかに報告しなければならない。

三、前記契約のうち、第六条後段において再販売価格に関する拘束事項を定めた天野製薬の行為は私的独占禁止法第六条第一項の規定に違反するものであったが、現在では右の行為はなくなっているものと認められるので、天野製薬に対し、格別の措置を命じない。

四、しかし、右審決は、

(一) 審決の基礎となった事実を立証する実質的な証拠がない場合

(二) 審決が憲法その他の法令に違反する場合

に該当する。

すなわち、

同審決はその「法の適用」に於て

「天野製薬がノボ・インダストリーとの間で締結した国際的契約」のうち、

一、同契約第三条、第四条および第一〇条後段は契約終了後の競争品の製造、販売または取扱いの禁止に関する事項を定めたものであり、このうち、

(一)ノボ・インダストリーの競争者と天野製薬との取引を禁止することを条件とするものについては、不公正な取引方法（昭和二八年九月一日公正取引委員会告示第一一号。以下「一般指定」という。）の七に該当する事項であると認められ、

(二)天野製薬のみずから行う製造、販売又は取扱いの禁止を条件とするものについては、右一般指定の八に該当する事項であると認められ、

天野製薬は、不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結したものであって、これは私的独占禁止法第六条第一項の規定に違反するものである。」

とした。

ところで私的独占禁止法第二条第七項の定める不公正な取引方法につき公正取引委員会が一般指定のごとく独自の基準を定めることの適法であるか否かはさておき、右一般指定の七ならびに八はいづれも正当事由を欠く拘束条件付の取引を禁止している。もとより、契約とは当事者双方を拘束しあうものであり、拘束自体により契約が違法となることはありえない。したがって本件契約における拘束が果して違法であったか否かは十分な証拠によって勧告ないし審決せられねばならないにもかかわらずそれが行われた形跡なく、本件の場合契約当事者である原告は意見を陳述する機会すら与えられなかった。

契約の一方当事者の提出した証拠のみにより双務的な契約に附帯する拘束の正当事由の有無につき判定しうる筈はない。かようなわけで、右審決は実質的な証拠なくして行ったものであり、かつ、憲法第三一条および私的独占禁止法第五二条に違反するものである。

五、原告の当事者適格について

原告は、右審決の被審人ではないが、被告が私的独占禁止法違反として削除を命じた契約の他方当事者として審決の取消を求めるにつき法律上の利益を有し、当然本件訴訟を提起する当事者適格を有する。

その他原告の主張（補充）は別紙（甲）のとおり。

被　告

一　本案前の答弁として、主文同旨の判決を、求め次のとおり述べた。

原告は、原告主張の勧告審決による排除措置を命ぜられた当事者ではない。したがって、原告は、右の審決によって、なんらの公法上の不利益を受けるものでもない。

また、原告は、右の審決によって、当然に私法上の直接的不利益を受けるものでもない。原告が、天野製薬に対して、原告主張の

継続的販売に関する契約の履行を求められるかどうかは、いつに同契約の私法上の効力に係る問題であって、右の審決の存否によって決定される問題ではない。

したがって、原告は、右の審決の取消しを求める訴えの利益を有しないものであるといわざるをえない。よって、原告の本件訴えは、却下されるべきものと思料する。

二　本案に対する答弁として「原告の請求は、これを棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求め、次のとおり述べた。

原告が、原告主張のとおりの株式会社であって、昭和四一年六月天野製薬と原告主張のとおりの契約を締結したことおよび被告は、原告主張の日に、天野製薬に対して、原告主張のとおりの勧告審決を行なったことは、認める。

原告の主張第三項の事実については、右勧告審決が、その「法の適用」において、原告主張のとおりの認定をしていることは認めるが、同審決は、十分な証拠（実質的証拠の意味と解する。）なくして行なわれたものであること、および原告に対して、事実上、意見を述べる機会を与えなかったことは、いずれも否認する。原告の法律上の見解については、これを争う。

その他被告の主張（補充）は別紙(乙)のとおり。

理　由

一、原告が、その主張のとおりの株式会社であって、昭和四一年六月天野製薬と原告主張のとおりの契約を締結したこと、被告が、原告主張の日に、天野製薬に対して、原告主張のとおりの勧告審決（以下「本件審決」という。）を行なったことおよび本件審決が、その「法の適用」において、原告主張のとおりの認定をしていることは、いずれも当事者間に争いがない。

二、よって、おもうに、本件訴えにつき原告の当事者適格ないし訴えの利益を有する者は、本件審決の被審人のほか同審決の取消を求めるにつき法律上の利益を有するものに限られるところ本件審決は天野製薬を独禁法にいう被審人としてなされたものであって、原告に対してなされたものではなく、原告は、本件審決によって、直ちにその権利または法律関係に影響を受けるものということはできない。

すなわち、

1　独禁法第六条第一項は、不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定または国際的契約をすること自体を禁止するものであるところ、被告は、同法第七条にもとづき前記契約中に定められた、契約終了後の競争品の製造、販売および取扱の禁止に関する事項を、不公正な取引方法に該当するものとしてーわが国の公正な競争を阻害するものとしてー契約の一方当事者である国内事業者の天野製薬に対して、審決により、その削除を命じたものであって、その他方当事者である外国事業者の原告に対してさような排除措置を命じたものでないことは、いうをまたない。

2　そして、ほんらい、右排除措置は、受命者に、その内容に応ずるべき公法上の義務を負わしめ、刑事上ないし秩序保持上の制裁（独禁法第九〇条第九七条ーなお後記ー参照）をもってその履行を確保するものである。従って、それは、同法所定の目的を達成するためのいわば行政的手段にほかならず、その対象とされた行為等の私法上の効果を直接左右する効力を有しうるものでない。

3　してみると、原告が、本件審決により、天野との契約上の権利を害されたり、その名誉や信用が毀損されることにはならない（けだし被審人でない原告が本件審決によりその名誉等を毀損されるものとは考え難い。）。

よし、原告が、これにより、なんらか不利益を受けるとしても、それは天野に対してなされた本件審決によって受けるいわば事実的反射的影響という域を出でない。

4　なお附言するに、審決取消訴訟について、公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束しー独禁法第八〇条ー、また、同法第二五条による損害賠償の請求権は、審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができず、なお、審決をなす手続の性格は、おおむね、原告主張のとおりであり、確定審決違反には、刑事罰を定める（同法第九〇条）ほか、審決違反に過料の制裁が規定されている。（同法第九七条）が、そうであるからといって、審決取消訴訟とは別箇の通常民事訴訟で、裁判所がその判断をなす上で、原告のいうように審決によって影響されたり拘束を受けることにはならない。

三　そうすると、本件訴えは原告の当事者適格ないし訴えの利益を欠くものとして不適法のものといわなければならないので、これを却下

することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第三特別部

裁判所　高等裁判所長官　岸　盛　一　は最高裁判所判事就任につき署名捺印をすることができない。

判事　三和田　大　士

判事　栗山　忍

判事　川上　泉

判事　田尾　桃二

判事　三和田　大　士

原告の主張

（甲）

第一、（原告の当事者適格ないし訴の利益について）

一、　本件審決による排除措置は、実質的には、原告に向けられているものであり、天野製薬が形式上の被審人であっても、実質上の被審人は原告であるーちなみに、天野製薬は勧告をやむなく受諾したものではなく、勧告をみずから求めないしは被告が勧告を出すよう仕向け、勧告をもって原告との契約不履行の口実としようとしたものである。

二、1　原告は、原告側に独禁法に違反する不公正な取引方法のあったことを認めた本件審決により、天野製薬から同法第二五条にもとづく無過失損害賠償請求権の行使を受けることとなる。

2　また、本件審決が確定すると、原告は、間接的に、不利益な判定を受けることになり、権利を侵害されることになる。すなわち、天野に対する不作為義務条項の削除を命ずる処分（その違反には刑罰過料を伴う。）により、原告の契約上の権利が侵害される。

3　さらに、原告は、なんら弁解の機会を与えられることなく、本件審決により、不公正な取引方法を用いた相手方とされ、間接的ではあるが競争秩序に対する侵害行為者とみなされ、原告の取引上占める位地にかんがみ、業務上の名誉および信用を著しく毀損せられたものである。

三、　被告のなす審決での事実認定は、法律上限定的ながら当該審決取消訴訟を扱う裁判所を拘束する（独禁法第八〇条）のみならず、通常民事訴訟においてこれに関する裁判所の判断を実際上拘束することとなる。（けだし、被告による審決は司法審査に準ずる手続によって専門的、技術的に判断しなされるものであるから、裁判所としては多分に審決の結論を尊重しなければならないであろうし、また、法の精神も被告の審決をして十分に権威あるものたらしめんとするにあること疑を容れない。）ーなお、民事上の損害賠償訴訟は審決確定が出訴の要件とされる（同法第二六条。）。そして、よし、他の民事訴訟で審決とは別の判断がなされるとしても、天

野製薬の確定審決違反には刑罰（同法第九〇条）を、審決違反には過料（同法第九七条）を課して、これを強制できるという不合理な結果をきたし、この点からしても、審決は、契約の一方当事者たる原告の法律上の地位に影響を及ぼさないとはいい難い。かようにして、審決で損なわれた契約上の権利、傷つけられた信用は、民事訴訟で、当該取引が独禁法に違反しないと判断されても、これによって十分には回復されないのである。

四、被告が天野に対してなした本件審決は原告天野間の継続的販売に関する契約が独禁法に違反しかつ無効であるという前提のもとになされ、形式的には、被審人である天野に対して前記のように刑罰および過料の制裁のもとにその命令を履行する義務を負わせるものであるが、実質的にみれば、不作為義務を課せられた契約の一方当事者に対してその契約条項の破棄を命ずる処分であるから、不作為義務の削除を命ぜられた天野にとっては受益処分である反面、一定期間競争禁止を求める権利を定める条項を破棄された原告にとっては不利益処分となる。

かように本件審決による排除措置命令は直接の被審人である天野に対しては受益処分にあたるから、勧告応諾の意思表示が有効であるかぎり、天野は自己の利益が侵害されたとして審決の取消を求めることはできない一方、本件審決により契約条項の破棄を命ぜられた契約の一方当事者である原告にとっては、不利益処分となるのであるから、原告のみがその審決の取消を求める訴の当事者適格を有するものである。

五、1　本件審決は、原告天野間の契約終了後の競争品の製造販売および取扱の禁止に関する事項の削除を命じたが、原告は今後とも日本において同一製品の販売を行う予定であるから、その審決の取消を求める利益は単なる事実上の反射的利益というだけではなく、法的利益に該当する―既存の公衆浴場営業者から第三者に対する公衆浴場営業許可処分の無効確認を求める訴について、適正な許可制度の運用によって保護せらるべき業者の営業上の利益は、単なる事実上の反射的利益というにとどまらず公衆浴場法によって保護せられる法的利益と解するを相当とする判示した最高裁昭和三三年(オ)第七一〇号、同三七・一・一九第二小法廷判決民集一六巻一号五七頁参照。

2　また、現行行政訴訟制度の下では、抗告訴訟は行政の法適合性の保障をも目的とするー違法な行政処分に対して出訴しうる者は、必ずしも法的権利ないし利益を有する者に限られることなく、事実上の利益を有するに過ぎない者であっても、その利益が一般抽象的なものでなく、具体的な個人的利益であり、当訴違法処分により直接かつ重大な損害を蒙むるものであれば、これをもって足りると解すべきであり、本件においても右要件に欠けることはない。前記最高裁判決池田裁判官意見参照。

3　なお、被告は原告天野間の本件契約が独禁法に違反することを前提とするかような主張をするが、原告は本件契約が独禁法に違反するものでないとして出訴しているのであり、それが独禁法に違反するか否かが本件における争いの対象になっているのであるから、右主張は前提をあやまっている。

第二、原告と天野製薬との契約に定める競業避止義務は独禁法による規制を受けるべき性質の事項ではない。

すくなくとも、業界の実際から見て、それが競争秩序に影響を及ぼす懸念はないものである。

被告の主張（乙）

第一、（原告の当事者適格ないし訴えの利益について）

一、原告は本件審決の実質上の当事者は原告である旨主張するが、独自の見解であって当を得ない。

独禁法第六条第一項は「事業者は、不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。」旨規定し、かかる協定または契約をすること事体を禁止するものである。ー同法第一九条と異なる。

原告の天野製薬と同様不当な排地条件または拘束条件を付した契約を締結した一方の当事者の地位にあるが、原告に対してはわが国の管轄権が及ばないから排除措置の受命者たりえないものであり、したがって原告は行政処分の対象者たる被審人とはなりえない。天野製薬が勧告を受諾するに至った事情が原告主張のとおりであることは知らない。

二1　原告は天野製薬から独禁法第二五条による損害賠償の請求を受けるというが、同法による責任を負う者の範囲は「私的独占もしくは不当の取引制限をし、又は不公正な取引方法を用いた事業者」に限られ、さらに、その責任を負う者は、公正取引委員会の審

決ないし審判手続自体の性格から推して、私的独占・不当な取引制限をした者および不公正な取引方法を用いた者と認定された被審人に限られるべきである。そして本件審決の被審人は名実ともに天野製薬であって、原告ではないから、かりに同法第六条第一項違反の場合についても同法第二五条による損害賠償の請求がなしうるとの見解をとるとしても、原告は同条による損害賠償責任を負うわけがない。

2　原告は本件審決により天野製薬に対する債権を侵害され、また名誉信用を害されたというが、本件審決が原告主張のように違法であったとしても、右審決は名実ともに天野製薬に対してのみなされたものであるから、同審決がなされたことにより原告が被告に対損害賠償請求権を行使しうるはずがなく、また原告の名誉や信用が毀損されるものでもないから、この点についての原告の主張は理由がない。

三、また、被告のなす審決が、通常民事訴訟での裁判所の判断を拘束しないことはもちろんである―原告は本件審決が確定した場合、別に民事訴訟が提起されて審決と反対に本件契約が独禁法に違反せず有効であるとの判決がなされても、天野は契約上の義務を履行することによって刑罰の制裁が課せられるという不合理な結果になる旨主張するが、しょせん、独禁法第九〇条第三号違反の罰の成立についての誤った見解にもとづくものであり、あたらない。

四、原告は本件審決は実質的には不作為義務の削除を命ぜられた天野に対しては受益処分である反面一定期間競争避止を求める権利を定める条項を破棄された原告にとっては不利益処分となるから原告に当事者適格がある旨主張する。

1　しかし、およそ受益処分といい不利益処分というも、それは行政処分によって当該行政法規によって保護される権利ないし利益について直接利益が生じたか不利益が生じたかにより判断すべきものであって、行政処分の結果間接的に生じた民事上の不利益のごときは、ほんらい、いわゆる反射的な利益に過ぎずかかる民事上の利益不利益はこれを判断の対象とすべきものではない―原告の引用する最高裁判決も、営業許可により、公衆浴場法自体によって保護せらるべき、すでに許可をえている第三者の法的利益、すなわち、適正な許可制度の運用によって保護せらるべき業者の営業上の利益を侵害したものであるとして、同人に原告適格を認

めたものであって、行政処分の結果、間接的に民事上の利益が侵害されたことについて原告適格を認めたものではない。

2　のみならず、もともと、独禁法は、公益的立場から同法違反の状態を排除することを主眼とし国民個々の私権を保護するものでないから、本件審決により違法行為ありと認定され排除措置を命ぜられた天野は同法上受益処分を受けたものではなく、また、本件審決の対象たる競争禁止義務の間接的な相手方に過ぎない原告は、同審決の結果、独禁法により保護された権利利益を直接侵害されるという不利益処分を受けたものでもない。

なるほど、本件審決の結果間接的には原告主張のように私法上天野は本件契約にもとづく不作為義務の履行を免れる反面原告は右履行を求めることが困難な地位にたとうが、それはあくまで審決の確定に伴って生ずる間接的反射的事実的な私法上の影響に過ぎない。

3　なお、附言するに、独禁法違反の行為の効力をいかに解するにせよ、これにつき原告が天野に対してなす民事上の請求について、本件審決の存否が、なんらのかかわりをもつものでないことはもちろんである。

第二、原告は本件勧告審決に際し意見を陳述する機会が与えられなかったというが、その要はなかったものであり、また事実上その機会は与えられていた。